

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第8号）の施行に伴い、公布日施行日分について、私立学校教職員共済法施行規則（以下「私学共済法施行規則」という。）の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第20条の2に新たな号を新設することに伴い、私学共済法施行規則で引用する同条の規定について、号ずれの整備を行う。

3. 公布日等

公布日：令和7年7月28日

施行日：公布日と同日